



議案第 五 号

三朝町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決
を求める。

昭和五十二年三月十一日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五拾貳年 参月 廿 日

原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第

号

三朝町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和五十年三朝町条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表中へき地高勢保育園の項を削る。

附 則

この条例は、昭和五十二年四月一日から施行する。